

論点② 「法制度」※3

法家

法は信賞必罰であるべきである。ただ厳しだけで、罰せられないものがあれば、人民は法を破る。故に法とは厳しさと同時に例外なく施行されるべきである。また、罰するのみではなく、温情も手段として用いるべきである。

そして、賞罰はともに権力であるから、君主が自ら直接行うべきである。

例1：冠と着物

例2：膿を吸う呉起

反例：始皇帝と荊軻

Memo

道家

理想の法とは、「人民に存在を感じさせない法」である。法を厳しくすればその厳しさゆえに人民は困窮し、悪事を働かずに生きてゆけなくなる。ゆえに法は大まかなもののみとし、万事を人民に任せ、政令などもめったに出さない。そのため社会が治まっても、それは法のおかげではなく、なるようになったただだと人民が考える、それこそ理想の法である。

例：劉邦の法三章

反論：時代背景

Memo

論点③ 「国防」

法家

強くない国は滅びる。滅びないために国は強大であるべきである。

強大であるためには、国の人口もさることながら、高い士気や経済力も必要となる。そのために領土は大きく、国土は豊かでなければならない。君主は軍隊の増強もさることながら、その基盤となる経済をも重んじなければならない。それこそが富国強兵なのである。

道家

力というものは相対的で、永久にかつ絶対的に強大な国など存在しない。むしろ隆盛を誇った国こそ衰退は早く、屈辱的な最期を迎えている。

強い国こそ滅びるのである。滅びないためには国は小さくあるべきである。最終的には弱は強に勝つ。だからこそその小国寡民なのである。

そもそも、小国寡民の状況下では、人々は必要以上の接触をせず、必要以上の欲が起こることがない。そうすればいさかいは起こらず、武器はあっても使用しない。国防を必要としない国になるのである。

(どちらの立場も、持続可能性(次世代の育成)・支配の効率性・専門能力の生かし方・君主の能力・裏切りの危険性の観点から優位性を議論することができる。)

さて、君主を説得できれば、国を任せられる時代なら、あなたはどちらに近い国を創りますか？

6. 参考文献

- 西野広祥 市川宏 訳 (1964) 『中国の思想 第一巻 韓非子』 徳間書店
奥平卓 大村益夫 訳 (1964) 『中国の思想 第六巻 老子・列子』 徳間書店
常石茂 編 (1987) 『諸子百家の時代』 集英社文庫
井澤弥男 著 (1987) 『春秋戦国の経済思想』 創造社